

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成27年5月12日

世田谷区

1. 業務概要

(1) 件名

世田谷区産業基礎調査及び結果分析業務委託

(2) 目的

世田谷区では、「世田谷区産業ビジョン」(平成20年3月策定)で掲げているメインテーマ「区民・地域・世田谷を産業が支えていく、区民・地域・世田谷が産業を育てていく」のもと、区内産業の振興を推進している。

平成26年3月には、世田谷区産業振興計画(平成26年度～29年度)を策定し、商業、工業、農業の枠組みにとらわれず、福祉や環境なども含め、地域を支える多様な産業を育成するため、様々な事業を計画し、実行してきている。

今後、新たな産業ビジョン及び産業振興計画の策定に向けた検討を平成28年度に着手する予定である。

本業務は、新たな産業ビジョン及び産業振興計画策定の基礎資料とするため、区内事業者の経営状況や課題、今後の方向性等の経営実態のほか、区民の生活行動や就労意欲、区内産業に対する認識等をアンケート調査やヒアリングによって把握し、その結果を集計、分析する業務の委託を行うものである。

(3) 内容

調査・分析スケジュールの管理

アンケート調査内容の提案、調査票の作成

アンケート調査票の発送、回収

アンケート調査結果の集計

アンケート調査結果に基づく事業者ヒアリングの実施

アンケート調査結果及び事業者ヒアリング結果の分析

アンケート調査及び事業者ヒアリングの結果分析に基づく報告書及び概要版の作成

報告書に基づく説明(説明会の開催)

その他区担当者が指示すること

(4) 履行期間

契約の日から平成28年3月31日まで(予定)

2. 参加資格

次に掲げる条件を満たす者とする。

(1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。)の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。

- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) プライバシーマーク若しくはI S M S 認証を取得していること又は自社においてこれらの資格を取得している者と同等程度の個人情報保護に関する社内規定を設けていること。
- (6) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

3. 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、提案書の提出者数を概ね4者とする。参加表明者が多数の場合は、以下に示す基準により提案書の提出者を選定し、選定結果を通知するものとする。

- (1) 本事業に類似する業務の実績等
- (2) 業務担当者の実績、経歴等

4. 提案書を特定するための評価項目

- (1) 実施体制に関する事項
 - ・業務責任者等の実績、経歴等
 - ・配置人員、役割、区との連絡体制等
- (2) 類似する業務の実績
- (3) 業務の実施方針
 - ・世田谷区産業ビジョン等関連計画の認識・理解状況
 - ・区内産業の特徴や社会経済環境の動向を踏まえた調査項目の提案能力
 - ・アンケート及びヒアリング調査結果の正確な集計及び的確な分析を行う能力
- (4) 見積金額の妥当性
- (5) プレゼンテーション内容
 - ・説得力
 - ・コミュニケーション能力

5. 選定方法

事業者の選定は、評価基準に基づき審査委員会にて審査し選定する。

6. 手続き等

- (1) 担当所管課
世田谷区産業政策部商業課 担当 野田・本田
住所：〒154 - 0004 世田谷区太子堂2 - 16 - 7 三軒茶屋分庁舎4階
電話：03 - 3411 - 6644 FAX03 - 3411 - 6635
- (2) 説明書の交付期間、場所及び方法
期間：平成27年5月12日(火)から5月26日(火)午後3時まで
場所及び方法：上記(1)担当所管課にて配付、又は世田谷区ホームページ
(仕事・産業・就職 おしらせ)にて公開(ダウンロード可)
- (3) 参加表明書の受領期限、提出場所及び方法
期限：平成27年5月26日(火)午後3時まで必着

場所：上記（１）担当所管課

方法：持参、郵送又はファクシミリ送信（ただし、郵送又はファクシミリ送信の場合の未着事故についてはその責を負いません。）

（４）提案書の受領期限、提出場所及び方法

期限：平成２７年６月２３日（火）午後３時まで必着

場所：上記（１）担当所管課

方法：持参に限る

７．その他

（１）提出書類の作成、提出及びプレゼンテーションに関する費用は、提出者の負担とする。

（２）提出された書類は返却しない。また、企画提案書の著作権は提出事業者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は、区は当該企画提案書の内容を無償で使用できるものとする。

（３）手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

（４）契約保証金 免除

（５）契約書作成の要否 要

（６）当該業務に直接関連する他の委託契約を、区が当該業務の委託契約相手先との随意契約により締結する予定の有無 無

（７）関連情報を入手するための照会窓口 上記６（１）に同じ

（８）区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号及び名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。

（９）その他詳細は説明書による。